

長期優良住宅 認定申請手数料（令和元年10月1日～令和4年2月19日まで）

1. 当初計画の認定申請(新築しようとする場合)【法第5条第1項から第3項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査なし	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査あり	住宅性能評価書のみ添付
一戸建ての住宅	45,000円	6,000円	16,000円
共同住宅等			
500㎡以下	104,000円	12,000円	56,000円
500㎡超 1,000㎡以下	164,000円	21,000円	89,000円
1,000㎡超 3,000㎡以下	325,000円	30,000円	167,000円
3,000㎡超 5,000㎡以下	583,000円	56,000円	286,000円
5,000㎡超 10,000㎡以下	1,002,000円	96,000円	439,000円
10,000㎡超 20,000㎡以下	1,825,000円	155,000円	786,000円
20,000㎡超 30,000㎡以下	2,608,000円	191,000円	1,072,000円
30,000㎡超	3,195,000円	203,000円	1,297,000円

2. 当初計画の認定申請(既存住宅に増改築しようとする場合)

【法第5条第1項から第3項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料	
	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査なし	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査あり
一戸建ての住宅	67,000円	9,000円
共同住宅等		
500㎡以下	157,000円	18,000円
500㎡超 1,000㎡以下	248,000円	32,000円
1,000㎡超 3,000㎡以下	489,000円	45,000円
3,000㎡超 5,000㎡以下	875,000円	84,000円
5,000㎡超 10,000㎡以下	1,505,000円	114,000円
10,000㎡超 20,000㎡以下	2,739,000円	234,000円
20,000㎡超 30,000㎡以下	3,913,000円	287,000円
30,000㎡超	4,793,000円	306,000円

3. 変更計画の認定申請【法第8条第1項（譲受人の決定を除く）】

住宅の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査なし	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査あり	住宅性能評価書のみ添付
一戸建ての住宅 (新築しようとする際に認定 を受けたもの)	23,000 円	3,000 円	8,000 円
一戸建ての住宅 (増改築しようとする際に認 定を受けたもの)	34,000 円	5,000 円	
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の 1/2 と増加する部分の床面積の合計について 1. の床面積の区分に応じた額		

※ 認定申請は住戸単位での申請になりますので、共同住宅等の場合は1. 2. による額を申請戸数で除して得た額を一戸あたりの申請手数料とします。(100 円未満は切り捨て)

4. 建築確認の申し出をする場合【法第6条第2の申し出】

- (1) 1. の当初計画認定申請手数料又は2. の変更計画の認定申請手数料に、建築基準法の建築確認申請手数料を加えた額になります。
- (2) 認定申請住宅が構造計算適合性判定を要する場合は、建築基準法の判定手数料に消費税を加算した額と(1)の額を合計した額になります。

5. 変更計画の認定申請【法第9条第1項（譲受人を決定した場合）】

3, 0 0 0 円／戸

6. 地位承継の承認申請【法第10条】

3, 0 0 0 円／戸